

【保護者の皆様へ】2021年度 薬学実務実習への対応について

2020年度の薬学実務実習の実施状況につきましては、新型コロナウイルス流行による緊急事態宣言発出などにより一時中断期間がありましたが、現在実習中の第Ⅳ期学生をもって4月2日に全学生が無事に実習を終了する見込みです。この間、学生さんと大学教員および研修機関の指導薬剤師の連携により、本学学生は2020年度の実務実習において一名のPCR検査陽性者を出すこともなく実務実習（遠隔実習も含む）を終了できる見込みであることをご報告いたします。

本年2月22日より2021年度 薬学実務実習が開始予定となっておりますが、政府の緊急事態宣言の発令期間が延長されることが見込まれています。薬学実務実習の実施を統括する薬学教育協議会の関東地区調整機構では、本緊急事態宣言発令下における薬学実務実習に関して『現在の政府方針では小中学校、大学は対象とはなっておらず、昨年4月の緊急事態宣言とは性質が異なることを考慮して、状況に応じての対応を求める』旨の通知を发出しています。

本学といたしましては、2020年と同様に、医療人育成を主眼とした6年制薬学教育における臨床現場での実務実習の意義および重要性に鑑み、実習施設と連携の上、薬剤師国家試験受験資格の必修単位科目である薬学実務実習は実習施設内で実施していきたいと考えております。2021年度 薬学実務実習の受入予定施設に関しては、緊急事態宣言下における感染防止対策を含めた受入体制について実習受入施設と協議しました。その結果、昨春来、行政や都県の薬剤師会・病院薬剤師会との緊密な連絡体制のもとで着実に経験値を重ね、一定の安全対策、受入体制を整え、注意深い実務実習が計画されており、現状では実習施設内における実習に危惧すべき支障はないものと判断しております。万一、今後の感染拡大状況・実習施設の状況により実務実習の実施体制への対応が必要となった場合には、実習施設と協議の上、速やかに実習施設内での実習は見合わせ、緊急避難的にWeb等を活用した遠隔実習等の実習形態への変更を行ないます。

また、学内においても、昨春の実習開始より学生の体調管理申告によるモニタリングを実施し、必要な場合には迅速に指示対応を行なう体制を確立しています。実習開始前に実施するオリエンテーション等では、医療施設で実習を行う薬学生として、新型コロナウイルス感染拡大防止のために守るべき事項について具体的な留意事項についての説明を行い、真摯な理解、良識を以て実務実習に臨むよう、指導しております。さらに、実習受入施設との相互信頼確保のために、実習学生に、感染拡大防止のための行動自粛と毎日の体調申告に関する誓約書の提出も義務としております。ご子様・ご息女様が医療人を目指す薬学生として節度ある行動に努め、薬学実務実習に臨む決意を保護者の皆様にもご理解・御協力いただきたく存じます。

今後も、引き続き情勢を慎重に見ながら、関東地区調整機構の指針に準じて、適宜、実務実習の継続またはWeb等による遠隔実習への切り換えを判断する体制で、実習施設と連携して参ります。尚、やむを得ず実地から遠隔実習に変更となった場合においても、実習の単位認定要件の範囲内にて実施しますので、薬剤師国家試験の受験資格に不利が生じることは一切ありません。

本学の教職員一同、実習学生の安全の確保を第一義に、実習施設と緊密な連携をとり、薬学実務実習を進めてまいりますので、保護者の皆様におかれましても、ご賢察の上、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

学長 越前宏俊
学外実務実習委員会

実務実習支援課(jisshu@my-pharm.ac.jp)